

◆ 障害者の法定雇用率が引き上げられます！

すべての事業主は、法律により定められた割合以上の障害者を雇用する義務が課せられています。この割合を「法定雇用率」と言いますが、一般企業、国・地方公共団体等の区分ごとに定められており、障害者の雇用実態を基に少なくとも5年に1回は見直されます。このたび、令和6年4月から段階的に雇用率が引き上げられることになりました。今回の引き上げにより、新たに雇用義務が生じる企業、雇用が必要となる障害者数が増える企業があります。令和6年4月に雇用の不足が生じない対応をお願いします。

	現行	令和6年4月～	令和8年7月～
一般事業主	2.3% (43.5人)	2.5% (40.0人)	2.7% (37.5人)
国、地方公共団体等	2.6% (38.5人)	2.8% (36.0人)	3.0% (33.5人)
都道府県等の教育委員会	2.5% (40.0人)	2.7% (37.5人)	2.9% (34.5人)

- ・ () は一人の障害者を雇用する義務が生じる労働者数。短時間労働者(労働時間が週20～30時間)は0.5人でカウントします。
- ・ 精神障害者の算定特例が延長されています。(当分の間)
- ・ 令和6年4月より、一部の障害者は週の所定労働時間が10～20時間でも算定の対象となります。
- ・ 現在、適用されている「除外率」についても、令和7年4月から10ポイント引き下げられます。



詳細、および障害者の雇用に関する相談はハローワークまで

◆ 職業訓練を受けてみませんか…

- ① 医療事務コース (豊岡市正法寺)
募集期間 12/22 まで 訓練期間 1/19～3/18 (2ヶ月)
- ② パソコン入門科 (鳥取市千代水)
募集期間 12/20 まで 訓練期間 1/23～3/22 (2ヶ月)
- ③ ものづくり溶接科・住宅リフォーム技術科 (鳥取市若葉台南)
募集期間 1/16 まで 訓練期間 2/2～8/29 (7ヶ月)

教材費を除き、受講費用は無料です。受講要件、その他の訓練科目については、ハローワークにお問い合わせください。

